八年を超え九年以下	年二分五厘五毛
九年を超え十年以下	年二分六厘五毛
十年を超え十二年以下	年二分七厘五毛
十二年を超え十三年以下	年二分八厘五毛
十三年を超え十四年以下	年二分九厘五毛
十四年を超え十六年以下	年三分五毛
十六年を超え十八年以下	年三分一厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年三分二厘
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）

六年を超え七年以下	年二分五厘五毛
七年を超え八年以下	年二分六厘五毛
八年を超え九年以下	年二分七厘五毛
九年を超え十年以下	年二分八厘五毛
十年を超え十二年以下	年二分九厘五毛
十二年を超え十三年以下	年三分五毛
十三年を超え十四年以下	年三分一厘五毛
十四年を超え十六年以下	年三分二厘五毛
十六年を超え十七年以下	年三分三厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年三分四厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第三十五号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月十八日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・四五パーセントを超える場合は、年四・四五パーセント）により計算した金額のものとする。	農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・六五パーセントを超える場合は、年四・六五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第三十六号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月十八日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・四五パーセントを超える場合は、年四・四五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・六五パーセントを超える場合は、年四・六五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千七百三十号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月十八日

農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年三分二厘とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年三分四厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。